

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年 4 月 1 日現在

I 基本情報

所轄庁	市						
法人名	社会福祉法人豊川福祉会	主たる事務所の所在地	〒869-0543 熊本県宇城市松橋町南豊崎791-2	電話番号	0964-32-0482	FAX番号	0964-32-4376
ホームページアドレス		メールアドレス	toyokawa@poem.ocn.ne.jp	設立認可年月日	昭和46年3月31日	設立登記年月日	昭和46年5月24日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日		
	鷺尾 広宣	公表 71	公表 熊本県宇城市松橋町南豊崎791-2	保育園長	昭和46年4月1日		

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種	保育所	公表	熊本県宇城市松橋町南豊崎791-2	昭和46年4月1日	110	○	
	第二種							
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)

- 1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 6 子育て支援に関する事業
- 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業

- 8 ボランティアの育成に関する事業
- 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- 10 社会福祉に関する調査研究等
- 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業
- 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業
- 13 有料老人ホーム
- 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- 16 その他（ ）

収益事業	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）

- 1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル
- 2 駐車場の経営
- 3 公共的、公共的施設内の売店の経営
- 4 その他（ ）

その他の事業	種類（番号を記載）	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模（定員）

- 1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
- 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
- 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
- 4 災害時における各種支援活動の実施
- 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
- 6 他法人との連携による人材育成事業
- 7 その他（ ）

III 組織

理事	定員	現員	役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う	理事報酬（職員と兼務の場合は支給方法）				理事会への出席回数
	110	122					親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし	
			理事	鷲尾広宣		平成28年5月24日～平成30年5月23日						○							3回
			理事	直江定信		平成28年5月24日～平成30年5月23日						○							3回
			理事	上田正信		平成28年5月24日～平成30年5月23日							○						3回
			理事	藤川法親		平成28年5月24日～平成30年5月23日							○						3回
			理事	福島俊一郎		平成28年5月24日～平成30年5月23日							○						3回
			理事	入江孝美		平成28年5月24日～平成30年5月23日							○						3回
			理事	坂口哲朗		平成28年5月24日～平成30年5月23日							○						3回
	定員	現員																	
	110	122																	
	資格																監事報酬		

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産の所有状況	所在地	面積	評価額 (千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額 (千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無	
基本財産	土地	熊本県宇城市松橋町南豊崎791-2	2920.72	53,132	平成10年6月20日	3,300	(独)福祉医療機構	2年	有
		熊本県宇城市松橋町南豊崎835-1	896.0	6,460					
		熊本県宇城市松橋町南豊崎837-1	1733.0	12,494					
	建物	熊本県宇城市松橋町南豊崎791-2	689.94	139,043					
運用財産	土地								
	建物								
公益事業用財産	土地								
	建物								
収益事業用財産	土地								
	建物								

V その他

	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	平成 28	年4月1日現在	
								第三者評価結果	苦情処理結果	
情報公開	インターネット									
	広報誌									
	新聞									
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表					
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書(事業活動収支計算書)				
				公表方法 (予定)	公表時期 (予定)	公表方法 (予定)	公表時期 (予定)	公表方法 (予定)	公表時期 (予定)	
	インターネット									
	広報誌									
	新聞									
	外部監査	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度				
費用 (千円)		費用 (千円)	費用 (千円)	費用 (千円)	費用 (千円)					
公認会計士										
監査法人										
税理士										
その他										
指摘事項										
第三者評価	受審施設・事業所名		平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度					
			費用 (千円)	費用 (千円)	費用 (千円)					

											平成 28 年3月31日現在
準拠している会計基準	社会福祉法人新 会計基準	社会福祉法人 旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉 施設等会計処理等 取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会 計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他
	○										

平成

27

年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額（千円）
(1) 事業活動資金収支差額	▲ 6,050
①事業活動収入	118,359
・介護報酬等の公費（※）	
・利用者負担金（※）	258
・その他収入	10,496
②事業活動支出	124,409
・人件費支出	84,401
・事業費支出	22,570
・利用者負担軽減額	
・その他支出	17,438
(2) 施設整備等資金収支差額	
①施設整備等収入	
・施設整備補助金等の公費	
・その他収入	
②施設整備等支出	
(3) その他の活動資金収支差額	1,054
①その他の活動収入	1,054
②その他の活動支出	
当期末資金収支差額	39,174
前期末支払資金残高	44,170
当期末支払資金残高	39,174

（※）医療事業収入分を除く。（社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。）

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額（千円）
(1) サービス活動増減差額	▲ 6,050
①サービス活動収益	118,359
②サービス活動費用	124,409
減価償却費	11,923
国庫補助金等特別積立金取崩額	
その他サービス活動費用	
(2) サービス活動外増減差額	1,054
①サービス活動外収益	1,054
②サービス活動外費用	
(3) 特別増減差額	
①特別収益	
②特別費用	
当期活動増減差額	▲ 4,995
前期繰越活動増減差額	44,170
当期末繰越活動増減差額	▲ 4,995
基本金取崩額	
その他の積立金取崩額	
その他の積立金積立額	
次期繰越活動増減差額	39,174

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額（千円）
(1) 資産の部	236,721
①流動資産	18,682
②固定資産	218,038
(2) 負債の部	9,760
①流動負債	6,460
②固定負債	3,300
(3) 純資産の部	236,721
減価償却累計額	11,923

（※）端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金	積立目的	本年度末時点 の積立金額	積立計 画の有 無	積立目標額（千 円）	施設整備の場合

の勘定科目	積立目的	の積立金額 (千円)	の有り 無	円)	整備事由	整備時期	整備対象施設名
保育所施設整備積立金	施設整備にかかわる積立	6779					
人件費積立金	人件費不足に対応する積立	16545					
修繕積立金	施設内修繕に関する積立	25000					
備品購入積立金	大型備品購入に関する積立	9370					

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産 総額 (千 円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内 容	取引 金額 (千 円)	科目	期末残高 (千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額 (千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注) 「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。

児童福祉		老人福祉		その他	
第一種	乳児院	第一種	養護老人ホーム	第一種	救護施設
	母子生活支援施設		特別養護老人ホーム		更生施設
	児童養護施設		軽費老人ホーム		生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
	障害児入所施設	第二種	老人居宅介護等事業		生計困難者に対して助葬を行う事業
	情緒障害児短期治療施設		老人デイサービス事業		婦人保護施設
	児童自立支援施設		老人短期入所事業		授産施設
第二種	障害児通所支援事業		小規模多機能型居宅介護事業		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業
	障害児相談支援事業		認知症対応型老人共同生活援助事業		共同募金を行う事業
	児童自立生活援助事業		複合型サービス福祉事業	第二種	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
	放課後児童健全育成事業		老人デイサービスセンター		生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
	子育て短期支援事業		老人短期入所施設		生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
	乳児家庭全戸訪問事業		老人福祉センター		生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
	養育支援訪問事業		老人介護支援センター		隣保事業
	地域子育て支援拠点事業				福祉サービス利用援助事業
	一時預かり事業		障害者福祉		他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
	小規模住居型児童養育事業	第一種	障害者支援施設	市町村社協	社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
	助産施設	第二種	障害福祉サービス事業		社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	保育所		一般相談支援事業		社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
	児童厚生施設		特定相談支援事業		社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
	児童家庭支援センター		移動支援事業	都道府県社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業		地域活動支援センター		社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
	母子家庭等日常生活支援事業		福祉ホーム		社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
	寡婦日常生活支援事業		身体障害者生活訓練等事業		市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
	母子福祉施設		手話通訳事業		福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業
			介助犬訓練事業		社会福祉を目的とする事業を営業者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等
			聴導犬訓練事業	全社協	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
			身体障害者福祉センター		
			補装具製作施設		
			盲導犬訓練施設		
			視覚障害者情報提供施設		
			身体障害者の更生相談に応ずる事業		
			知的障害者の更生相談に応ずる事業		